

## 甲斐市民バス 5 系統 7 路線の車両変更に伴う 移動円滑化基準適用除外認定申請について(協議)

甲斐市民バス 5 系統 7 路線(医大線を除く路線)で使用する車両については、令和 6 年度より下記の車両を導入予定であることから、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」第 43 条の規定に基づき、基準適用除外認定を受けることについて、甲斐市地域公共交通会議で承認を求めます。

### 記

#### 1 移動円滑化基準適用除外について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)では、車両の新規導入の際、原則として「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「移動円滑化基準」という。)に適合した車両(車いす対応等)の導入を義務付けている。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、地域公共交通会議の協議を整え、運輸局に申請し認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となる。

#### 2 適用除外認定を受ける車両概要

車名・型式	ニッサン セレナ・6AA-GFC28				
車台番号	GFC28-029131、GFC28-030143				
車体の形状	ステーションワゴン				
導入台数	2 両				
所有者	甲斐市				
使用者	山梨交通株式会社				
定員(旅客定員)	8 名(7 名)				
車両サイズ	長さ	幅	高さ	車両総重量	最小回転半径
	476cm	171cm	187cm	2,250kg	5.7m
導入路線	敷島～双葉線(1 系統 2 路線)、竜王～双葉線、 双葉北部線、敷島北部線(2 系統 3 路線)				
運行開始予定時期	令和 6 年 5 月上旬				

### 3 移動円滑化基準適用除外認定を必要とする理由

現在、甲斐市民バス 5 系統 7 路線で運行するワンボックス車両は、山梨交通株式会社が所有する車両で、移動円滑化基準適用除外認定を受けて運行しているが、令和 6 年度からは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金(共創による地域交通形成支援事業)を活用して令和 5 年度に市が購入した車両にて運行を行う予定であり、運行経路の旅客需要と予算の関係から改造費の負担が困難であるため、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第 3 項第 4 号の「車両総重量が 5t 以下であって乗車定員が 23 人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外認定を申請するものである。

### 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

条項	内容
第 37 条第 2 項第 1 号	乗降口の幅
第 37 条第 2 項第 2 号	乗降口のスロープ
第 38 条第 1 項	床面の高さ
第 39 条	車いすスペース
第 40 条第 1 項	通路の有効幅
第 40 条第 2 項	通路の手すりの間隔
第 41 条	運行情報提供設備等

※詳細は協議資料 2(「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(抜粋)」)参照

### 5 車いす等を利用する利用者への対応

今回の適用除外により、車いす等を利用又は自力での乗り降りが困難な利用者に対しては、運転手が可能な限り乗降を補助することに加え、甲斐市の福祉施策である「障がい者(児)等の社会参加を促進するタクシー利用料金の助成」等により移動手段の確保を図ることとする。

## 6 導入車両(参考)



※車両には「甲斐市民バス」のマグネットを貼り付ける